

事前・瑕疵診断システムのお申し込み・お問い合わせ

1.ご連絡

右記の申込書で必要項目を確認して、メール (info@zenken-center.com) で送信ください。
お電話やFAXでもOKです。
※必ずメールアドレスを記載ください

2.お見積り

現地を確認して、当方より、メールまたは電話・FAX等でお見積りします。

3.ご契約

契約書を発送しますので、署名捺印して、返送ください。

4.調査開始

「マンション事前・瑕疵調査」を開始します。

管理組合名 及び部屋番号		
ご記入者名		
電話番号	FAX番号	
メールアドレス		
役職にチェックを 入れてください	<input type="checkbox"/> 管理組合理事長 <input type="checkbox"/> 修繕委員会委員長 <input type="checkbox"/> その他	
住所	〒	
必要項目に チェックを 入れてください	<input type="checkbox"/> 申込みたい <input type="checkbox"/> 詳しい説明を聞きたい	
メッセージ		



「瑕疵担保責任」とは、住宅を新築した時点で明らかでない隠れた瑕疵(欠陥や不具合)が発見された場合、売り主が買い主に対して追わなければならない責任のことをいいます。

なお、「瑕疵担保責任」は2020年4月の民法改正によって「契約不適合責任」となりましたが、担保責任は10年間のままです。

「契約不適合責任」は法改正によって新しく新設された概念ですがこれに伴って従来の「瑕疵担保責任」という概念が無くなることになりました。

※ネットからのお申し込み・お問い合わせは



一般社団法人 全国建物調査診断センター (一級建築士事務所 東京都知事登録第 62699 号)

〒112-0012 東京都文京区大塚 5-3-10-1102

☎ 03-6304-0278 FAX : 03-6304-0279

info@zenken-center.com

http://zenken-center.com/



<https://zenken-center.com/kahi>